

家庭用厨房・給湯・暖房選択約款

令和元年10月1日

唐津瓦斯株式会社

家庭用厨房・給湯・暖房選択約款

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	3
9. 名義の変更	4
10. 契約の変更または解消	4
11. 設置確認について	4
12. そ の 他	5
付 則	5
1. 実施の期日	5
2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置	5
別 表	6
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	7

I 家庭用厨房・給湯・暖房選択約款の適用

1. 目的

この選択約款は、家庭用の厨房・給湯・暖房における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、住宅の居室に設置してあるコンロ等の熱調理器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、住宅の居室に給湯を行う給湯器、または住宅の浴室に設置された浴槽に貯槽した水を沸かす機能を有する風呂釜等をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器もしくは温水機器によって作られた温水を利用して暖房を行うシステムのことをいいます。
- (4) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している住宅内の場所をいい、浴室、台所、洗面所、住宅内の廊下を含みます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用する設備のない住宅をいいます。
- (6) 「店舗兼用住宅」とは、店舗として使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (7) 「適用期間」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月間をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (10) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

家庭用として専用住宅及び1需要家におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の店舗兼住宅で風呂・給湯に給湯器を使用し、併せて厨房機器・暖房機器を使用する需要家で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、当社に使用を申し込んでいただきます。

(2) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(4)において同じ）。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

(5) 当社は、お客さまが当社とこの選択約款、一般契約又は他の選択約款にもとづく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾しないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社とこの選択約款にもとづく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は一般契約の申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の定例検針日及び当該月の定例検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の定例検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。）に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、適用期間には料金算定期間の場合には、別表の料金表（基本料金、基準単位数料金又は8の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）を、その他の期間には一般ガス供給約款の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

8. 単位数料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位数料金} + 0.088 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位数料金} - 0.088 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トンあたり）

90,330円

- ② 平均原料価格（トンあたり）

別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額

といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9651 \\ + \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0388$$

(備考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は当社に掲示します。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

〈算式〉

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

11. 設置確認について

- (1) 当社は、厨房機器、給湯機器、及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 厨房機器、給湯機器、及び暖房機器を取り外すなど4に定める適用条件を

満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。
なお、適用条件を満たさなくなった場合、この選択約款にもとづく契約を解約し、解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

12. そ の 他

(1) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2. 料金表 (適用期間)

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が0立方メートルから、25立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が25立方メートルから、35立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が35立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表 A (消費税相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	913.00円
------------------	---------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	307.37円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 料金表 B (消費税相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,776.50円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	272.80円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(4) 料金表 C (消費税相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,938.04円
------------------	-----------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	239.61円
------------	---------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。